

# 会議録

会議の名称	第3回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和6年3月18日(月) 18時30分から20時21分まで	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 亀山久美子 委員 喜多 明人 委員 小峰 優子 委員 清水 圭樹 委員 水津 由紀 委員 竹内 敬子 委員 檀原 延和 委員 長岩 蒼樹 委員 深井 園子 委員 福井可奈子 委員 宗片 匠 委員 村田 由美 委員 渡邊 利恵 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 秋葉 美苗子 子ども家庭支援センター等担当課長 黒澤 佳枝 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係主任 齋藤 真紀 子育て支援係 山下 真優 保育課長 中島 良浩 保育係長 清水 一樹 児童青少年課長 深草 智子 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 前田 裕女 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 佐々木 誠
傍聴の可否	可	
傍聴者数	5人	
会議次第	1 開会 2 子どもの権利部会委員指名(報告) 3 民設民営学童保育所の状況について 4 こども家庭センターの開設について 5 トワイライトステイ事業について 6 次期計画策定に係るニーズ調査 7 利用定員の設定 8 その他 (1) 全国自治体シンポジウム開催について	

	9 閉会
発言内容 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	資料10 小金井市子ども・子育て会議委員名簿 資料11 小金井市こども家庭センター設置の概要 資料12 トワイライトステイ事業概要 資料13 小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書 （中間報告）（当日配布） 資料14 特定教育・保育施設等の利用定員の設定（当日配布） 資料15 市長報告（小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件につ いて（当日配布） 参考資料1 意見・提案シート 参考資料2 意見・提案シート

### 第3回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和6年3月18日

○金子会長        それでは、時間になりましたので、ただいまから第3回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。本日、ちょっと報告は受けていないんですが、まだ来られていない委員もいらっしゃいますけれども、時間になりましたので始めさせていただきたいと思っております。

                  それでは、まず、次第の(2)子どもの権利部会の委員の指名(報告)を行いたいと思います。事務局のほうからよろしく願いいたします。

○児童青少年課長    資料10を御覧ください。前回子ども・子育て会議で委員指名について御説明し、希望者を募ったところです。その後、立候補者が4名いらっしゃいましたので、その旨、会長にお示しし、令和6年4月19日付で会長より指名をし、部会議として提出をしております。

                  また、子ども・子育て会議条例第8条第3項において、部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから会長が指名するとなっております。本規定に基づいて、部会長には水津委員を御指名いただいたところがございます。水津委員、よろしく願いいたします。

                  なお、第1回子ども権利部会の開催につきましては、2月を予定していたところですが、日程の調整の都合上、令和6年4月15日に第1回の部会を開催する予定となっております。

                  報告は以上です。

○金子会長        ありがとうございます。皆さん、分かりましたかね。10のところの一番右端に丸がついているところが、部会の今回、委員を指名させていただいたということの御報告がありました。今の事務局からの御報告に関して御意見のある方がいらっしゃいましたら、いつもどおりですが、すいません、御発言の前に名前をおっしゃってから御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ちょっとまだ1回目できていないということではあるんですが、水津委員のほう、部会長ということで、よろしく願いいたします。

○水津委員        お願いいたします。

○金子会長       それでは、次第の（２）を終了させていただきます。

次に、次第（３）民設民営学童保育所の状況についてを行います。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○学童保育係長   続きまして、児童青少年課から（３）民設民営学童保育所の状況につきまして、口頭にて説明させていただきます。

民設民営学童保育所について、この間、報告をしておりました。今回、令和6年4月開設予定として、1施設の開設を決定しております。設置事業者は野村不動産ライフ&スポーツ株式会社に決定し、設置場所は東小金井北口のビルとなっております。児童数は定員40名のところ、当初44名の方に応募いただきました。その後、2月以降、申請の取下げがありまして、26名になったところです。現在、定員40名を埋めるべく再募集をしまして、要件の確認をしているような状況です。

また、3月上旬に入りまして、児童青少年課と建築関係の部署と共に、施設整備状況を確認しておりました。内装整備は完了しておまして、入所対象者への説明会を実施するなど、令和6年4月開設に向けて準備が進んでいるような状況です。4月からは独自事業として、送迎として、第三小学校及び東小学校までは、職員が徒歩でお迎えに行くことや、20時までの延長保育、あるいは、体操教室の実施などを予定していることを伺っているところです。

以上、報告となります。

○金子会長       ありがとうございました。事務局から御説明いただきましたが、こちらについて御発言されたい方がいらっしゃいましたら、よろしく願います。どうぞ。

○清水委員       民設民営の学童保育所について質問させていただきます。既存の学童保育所と保育の内容と、運営費で違いがあれば、教えてください。

○金子会長       願います。

○児童青少年課長   ただいま、清水委員より御質問いただきました内容に関してですが、運営に関しては、運営基準を参考に、小金井市の条例に沿って運営というところですので、実際には事業者さんのほうも、現在、公設学童を見学に行き、どんなふうな運営がされるのかというところを参考に、4月からの運営されるといったような状況です。

保護者の方の負担というところの費用ということかと思えます。そちらに関しては、公設と同じ基準で、同じ御負担というふうになっております。以上です。

○清水委員       小金井市の予算をみると、新しく民間民営学童を運営する事業者は、既存の学童

保育所と違い、賃料、地代がかかり運営受託契約年数とは別に設備整備に対する減価償却を鑑みると参入の難易度が高いと感じます。民間企業を活用するのであれば、マネタイズとして民間だからできるプラスアルファのメニューの提供と運営受託年数を長くしていけないと継続が難しいと思いますので、考慮いただいて進めていただきたいと思います。

○児童青少年課長 ありがとうございます。

○金子会長 ありがとうございます。ほかに、皆さんから何かありますか。どうぞ、じゃあ、お願いいたします。

○宗片委員 今のお話に関連して、定員が少なくなったときに補助金の金額が変わったりするのかどうかという辺りをちょっと伺いたいです。

○児童青少年課長 民設民営学童保育所に関しましては、東京都や国の補助金、また、市の独自補助という形で考えて、運営費のほうは補助をしていく予定としております。そうした中で、児童の数によりまして、東京都のほうの補助金もやはり少なくなってきているところがありますので、現在40名弱というところで今申し込んでいただいている方が御利用いただけると、補助金としては、予定していた額が対象となるというふうに考えております。児童数によって、やはりそちらは上下するというふうな状況でございます。

○宗片委員 ありがとうございます。民間の保育園なんかはもう定員が集まらなくて、その分補助金が出なくて、経営が危ないとかってお話もあるので、その辺もこれから民設民営の学童がどうなのか、ちょっと様子を見ながらなんですけれども、また何か補助金等が必要であれば、予算とか確保していただければありがたいです。分かりました。

あともう一点なんですけど、44名、最初、応募があつて、26名になったということなんですけれども、何かその辺で、応募したけど結局申し込まなかった方って、どういう理由で申し込まなかったのか、もし何か理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○児童青少年課長 実際には学童保育自体の利用をされなくなった方とか、あとは辞退された方の中には、公設を選ばれた方という方もいらっしゃいます。それぞれの御事情ということなので、全員がどうこうということではないんですけれども、そういった方がいらしたということで御報告させていただきます。

○子ども家庭部長 ちょっと補足させていただくと、今年初めて設置したんですね。それで、設置のための補助、来年度からの予算は、今審議中ですが、運営のための補助をさせていただく予定なんですけど、施設がまだできる前のところで募集をしたこともありますので、公

立の公設のほうの学童保育所と新しい民設民営学童を併願できるようにしたんです。その中でどちらも辞退者が出るんですが、公設のほうを選ぶ、併願の中で辞退をされた方も出て、ちょっと我々の予測よりは多かったんですけど、26人というところで、新たな募集が、待機されている方への案内とかをしようとしているというところですよ。

○宗片委員      ありがとうございます。公設の学童が定員、かなりオーバーしていてという。民設民営のほうで、もし何かどこか不安点があって、応募したけど決定しなかった方がいらっしやるのであれば、何かその辺ケアできて、この26名というのがもっと増えて、40名とかを上回る、公設のほうから移られるという方がいらっしやるありがたいなと思ったので、何かその辺の理由がもし分かったら対策していただければなと思った次第です。ありがとうございます。

○金子会長      ほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。どうぞ。

○亀山委員      逆の場合はどうなるんでしょう。今、少なかったから、もう一度再募集して、この定員になるようにって。でも、それがもしオーバーしていた場合は、どのようにしていく。定員だけが入れる形になるのであれば、オーバーした方はどのように対処していかれるんでしょうか。

○児童青少年課長   公設の場合は全入制を取っておりますが、民設民営学童保育所の場合は40名定員ということで、今回設けさせていただいております。やはりオーバーした場合は、一定の基準とは事業者さんのほうでもう事前に示していただいているというところで、基準に基づいて選考していただくというような形を取らせていただいております。

○亀山委員      ありがとうございます。すいません、いずれにしても、先ほどおっしゃったように、どこも今いっぱい状態なので、もっと民営を活用しながら、それが持続可能であって、小金井の子どもたちが安心して学童保育を受けられるように、よろしくお願いいたします。

○金子会長      よろしいでしょうか。初めての試みということですので、いろいろと問題や課題も出てくるかなと思いますが、その都度、対応していただければなと思いますし、これからつくるものの中にも、そういうものが入っていくといいかなというふうに思いますので、引き続き議論をしていただければなというふうに思います。では、以上で次第の(3)のほうを終了させていただきます。

次に、次第の(4)こども家庭センターの開設についてを行います。事務局のほうからお願いいたします。

○子ども家庭支援センター等担当課長 資料11、こども家庭センター設置の概要について、御説明させていただきます。令和6年4月に施行されます改正児童福祉法におきまして、母子保健事業と児童福祉事業を統合して組織を見直した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターを設置することが市町村の努力義務とされております。小金井市の現在の子ども家庭支援センターは、このうちの児童福祉、虐待や養育困難など、困難を抱える子ども及び保護者を支援する機能を持っておりまして、別の組織で同じ建物、保健センターの中の隣の健康課で母子保健事業、こちらは妊産婦や乳幼児、その保護者を支援しておりまして、健診等を行う機能があります。この2つを小金井市の中でも統合しまして、4月1日からこども家庭センターというふうに名乗り、新たに開設する予定でございます。

3番のほうに、こども家庭センターの設置の要件、センター長、統括支援員を置くことなどを書いてありますが、こちらは資料のとおりでございます。

裏面に参りまして、具体的にこども家庭センターで行う児童福祉と母子保健の一体的支援の業務イメージですが、この図の中にあります左のほうが母子保健事業、右のほうは現在やっている子ども家庭センター事業になります。今まで行ってきました子ども家庭支援センターの事業は、養育困難家庭や虐待家庭を対象に、その虐待対応の予防や支援を行っており、困り事が生じた家庭に主に対応するという関わり方をしておりまして。それに対して母子保健事業は、新生児訪問や1歳半健診、3歳健診など、困っている家庭が来るわけではなくて、全てのお子さんがおられる家庭に対応するポピュレーションアプローチという機能を持っておりまして、この子ども家庭センターと母子保健機能を統合することで、ポピュレーションアプローチの中から、虐待や養育困難の心配がある御家庭を丁寧に拾い上げていって、早いうちに今の子ども家庭支援センターの機能とつなげていく。そういったことで、より虐待予防機能等を強化していくというような業務フローを想定しております。

5番に、こども家庭センターの所管事業を書いております。(1)は、現在の子ども家庭支援センターの事業です。(2)に母子保健事業が書かれておりますが、こちらを統合しまして、名前はちょっと紛らわしいですが、子ども家庭支援センターからこども家庭センターへ看板を掛け替える形になります。

御報告は以上です。

○金子会長 ありがとうございます。ちょっと名前がややこしいんですが、2つが合体して、こ

ども家庭センターというものになるということの御説明だったかと思いますが、皆さんのほうから、何かこれに対しての御意見がありましたら、御発言がありましたらどうぞ。

○小峰委員 今度、こども家庭センターになるということで、私自身ががん相談支援センターに前、勤めていたことがありまして、同じような形だなというふうに思いました。いろんな困り事を抱えている方の相談を整理する人というのが必要だと思います。自分たちが何に迷っているかって分からないことを第一段階として、困っていることを相談に乗るような業務というのがあって、それで、もしかしたら保育課に行かなきゃいけないとか、これはこども家庭センターで受けますよとかというふうに分ける第一段階のところを、もしくはつくっていただけたら、ポピュレーションアプローチというのもうまくいくんじゃないかなというふうに考えました。質問ではないので、意見です。

○金子会長 ありがとうございます。多分、それがセンター長とか統括支援員とか、そういうことになっているんですかね。

○子ども家庭支援センター等担当課長 子ども家庭支援センターは東京都の事業で、虐待対策などを扱っていることもあって、人によってはちょっと相談しづらい。ちょっと子ども家庭支援センターに連絡していいのかなって悩んでしまうようなことも、どうもあるようです。ですので、入り口としてはポピュレーションアプローチとして、健診のときに保健師さんにちょっと相談をしたり、子ども家庭支援センターでは親子あそびひろばを持っておりますので、親子あそびひろばのほうでちょっと相談していただいたり、そういったことがこども家庭センターの中で支援につながっていけばいいなというふうに思っております。

なお、総合相談窓口は、今の子ども家庭支援センターの中にもありますし、それは継続はしますけれども、ただ、いろいろなところの相談をつないでいければいいなというふうに考えております。

○小峰委員 母子保健の健診事業は3歳に終わって、就学までの3年間、日々の育児の不安や子どもの発達などをもっとよりいろんなところに相談したいときに、ほかの窓口がきつと欲しいと思います。がん患者さんには、がん相談がいろんなことを相談にのり、あなたはこちらに行ったらどうですかという、つなぐような感じで第一段階のがん相談支援センターがありました。子どもへの支援へもそのようななんでも相談窓口を作ったら、良いのではないかと考えます。民生委員が逆にそういう立場で、いろいろ情報を聞いてお話しするような形になるんですけど、今あまりにも子どもの問題が複雑過ぎて難しい現状が



ある。子どもの相談機関が小金井独自につくっていただけたらありがたいなと思つての意見です。

○金子会長　　よろしいですかね。じゃあ、ありがとうございます。御意見としてお伺いしていければと思います。

○亀山委員　　今おっしゃった事柄が、これができることによってできるということではないんですか。私がこの資料をもらったとき、やっと小金井にも、今おっしゃったような窓口が1つできて、何かあったらここにまずは連絡をしたら、広いこういういろんなところに連絡を取ってくださるところが1つできたんだなって理解したんですけど、そうではないということですか。

○子ども家庭支援センター等担当課長　　こども家庭センターは、もうもともと子ども家庭支援センターの中にも総合相談窓口を持っておりまして、18歳までのお子さんのあらゆる相談を受ける機能を持つてはいるのですが、なかなか浸透していない部分もあるのかなというふうに思うところもあるので、こども家庭センター化することで、より広く、あらゆる相談を受けられる機関として周知していきたいなと思います。

○亀山委員　　それで、要するにゼロから、生まれる前から、生まれてからずっと一貫してこれがつながることで、1人の子どもをずっといろんなところで見ていただける、そういった総合的な確固としたものがこれで出来上がったんだなというふうに思ったんですね。家庭支援センターは、これから出てくる皆さんからのアンケートに、すごく周知度が高いんだなというのを思ったんですけど、利用された方も多いですし。何か名前が変わるといふところの周知をよく本当にしていただいて、変わらないこともそうですし、それがかえって複雑にならないように、皆さんがより広く分かっていただけるように、よろしくお願ひいたします。

○子ども家庭支援センター等担当課長　　ありがとうございます。市報の4月1日号に記事を掲載する予定で、今原稿をつくっておりますので、よろしくお願ひします。

○福井委員　　今回、こども家庭センターが市役所内にできるのでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長　　そうです。保健センターという建物が学芸大学の目の前にあって、その中で。

○福井委員　　学芸大のほうのあっちの中に、こども家庭センターができるという認識でいいですか。

○子ども家庭支援センター等担当課長　　はい。

○福井委員　　そこにもう何かあったときに相談しに行くに当たって、私も一回、上の子がちょっと

どう接していいか分からないときに利用させていただいたことがあって、そのときにたしかお電話で予約させていただいたんですけど、結構、電話での予約ってハードルが親としては高く、何か責められたらどうしようとかいろいろ考えてしまって、なかなかハードルが高いので、もし可能であれば、相談員さんが在籍してくださっている時間とか、もしウェブとかで予約できて、行けば聞いてもらえるみたいな形を取っていただくと、予約のハードルが下がるので、決まってしまうとちょっと行きやすいというのがあって、なので、そういうちょっとデジタルというか、ウェブで予約ができたり、例えば軽く相談ができて、その上でまた面談というかあって相談できる場があると。ちょっとワンクッションというか、行くまでのハードルが少し下がると、親としてはありがたいなという思いがあるので、ちょっとそういうところも検討していただけたらうれしいなと思います。

○子ども家庭支援センター等担当課長　ちょっとデジタル予約などはまだ対応できていないので、今後検討させていただきたいと思います。相談員として、こども家庭センターの中にケースワーカーが複数名おられて、随時、相談は受けてはいるんです。やっぱり最初に電話される方は、ハードルが高いということも恐らくあって、匿名の電話でその場でちょっと相談ということもお受けしてはいます。なので、もしちょっと相談したいけど、名前を言って出向いてまでという悩んでいらっしゃる方がおられましたら、まず、電話してみただけなら。名前を名乗らなくても、電話してみただけのことを、御案内いただけたらと思います。

○福井委員　分かりました。

○金子会長　ありがとうございます。やっぱり相談の最初の一步をどれだけ下げるかというところがすごく重要なんだろうなというふうに思いますので、またいろいろ検討ができればなというふうに思います。

○竹内委員　包括的な役割を担ってくださっているということなんですが、職務に当たる構成メンバー、代表的な専門職に関しては、保健師、助産師、あと心理士、言語聴覚士などが必要かと思うんですけども、構成メンバーを教えてくださいよろしいでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長　子ども家庭支援センターの相談員は、現在、社会福祉士と保健師がおります。予約で、直営の職員ではないんですけど、「こころの相談」ということで、臨床心理士が別の日に予約で御相談を受けるというのを、また子ども家庭支援センターの事業としてやっています。

ほかには、母子保健事業のほうは、保健師がもともと母子健康相談というのをやっております。今度一つの機関になるので、健康関係は母子保健担当の保健師、あとは栄養士と歯科の職員もおりますので、そういったメンバーで対応していく予定でございます。

○竹内委員      ありがとうございます。もう一点。小金井市に関しては、発達外来が備わっているのが、桜町病院の発達外来ですとか、あとはきらり、賀川学園など、代表的な施設があるかと思うんですけども、その辺との連携の図り方というのは、具体的に進めていらっしゃるでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長   連携は、発達関係の相談で、これは専門機関に御案内したほうがいいなというようなことがあれば、それぞれ専門機関を御紹介したり、連携、つないだりというような形で関わっているところです。

○竹内委員      ありがとうございます。最後に、要対協との連携ということなんですけれども、定期的なカンファレンスを開いていらっしゃるということで把握させていただいてよろしいですか。

○子ども家庭支援センター等担当課長   今の、名前が紛らわしいのですが、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関として、会議の運営だとか情報連携とか、ケース関係の情報交換などの中心になっておりますので、これは引き続き行ってまいります。

○竹内委員      ありがとうございました。

○金子会長      ありがとうございます。皆さん、ほかにはよろしいでしょうか。では、以上で次第（４）を終了させていただきます。

次に、次第（５）トワイライトステイ事業についてを行います。事務局のほうから説明お願いいたします。

○子ども家庭支援センター等担当課長   続きまして、資料１２のほうを御覧ください。トワイライトステイ事業の概要を御説明させていただきます。事業経過ですが、夜間養護等事業、トワイライトステイですが、すいません、この冒頭の夜間養護の養が、養うという字が正しいので、失礼いたしました。

こちらは、のびゆくこどもプランでも基本に置いております、子ども・子育て支援法で定められております市町村が行う１３事業の一つでございます。子ども短期支援事業に位置づけられております。ですので、小金井市では、のびゆくこどもプラン第１期の制定時から事業目標として掲載しております。当初は平成３１年度を実施目標とし

ておりましたが、なかなかトワイライトステイ事業は夜間、5時から10時とかそういった時間にお子さんをお預かりして、夕食を提供するというので、お仕事が終わらなかつたり、そういった方も多いですし、夕食が提供できること、そして、帰りに迎えに来られるような利便性の高い場所ということになると、なかなか実施できる場所であるとか、委託先が見つからないでここまで来たという状況がございました。本事業につきまして、実施予定者が、候補者が決まりまして、実施のめどがつかしましたので、令和6年度中の実施を目標としておりまして、今回、御報告させていただくこととなりました。

事業目的のほうは、先ほど申し上げましたとおり、仕事その他の理由により、保護者が夜間不在となり養育に欠ける場合に、一時的に養育をすることにより支援をする制度でございます。

事業予定ですが、実施施設としては武蔵小金井駅北口でございます、にじいろ保育園武蔵小金井の一時保育室で実施の予定です。対象児童は、2歳から小学校6年生まで。利用日数は1月につき10日以内で、利用時間は5時から10時。利用料、定員等は以下のとおりでございます。

事業の開始予定ですが、具体的にこの事業は、初めに利用登録。保育園に行っていて、施設を見て、親子面談をして申し込んでいただいて、あとは実際に必要なときに預かりの申出を保育園にさせていただく形になるので、登録の受付開始が7月1日からで、実際の預かり開始は9月1日からを現時点では予定しております。

事業の概要は以上です。

○金子会長            ありがとうございます。長らくできていなかったところがようやくできるということです。皆さんのほうから何か御発言がありましたら、お願いいたします。

○水津委員            ごめんなさいね。これ、申込み自体は直接なのかどうかをちょっとお伺いしたいんですけど。

○子ども家庭支援センター等担当課長   先ほどの申し上げました登録をする際に、やっぱり親子面談等もやっていただいて、健康状態等も面談で聞き取っていただいて、申込みということを考えているので、最初の登録と申込みについては保育園でやっていただく予定です。一般世帯であるのか、非課税世帯であるのか、その辺の判定が必要なので、保育園で申し込んでいただいて、書類をこども家庭センターにもらいまして、その辺の判定をして、決定通知はこども家庭センターのほうから実際に送ると。その後は、利用はその都度申

し込んでいただく形になるので、直接、保育園のほうにというふうに考えております。

○水津委員 分かりました。ということは、登録と面談なり何なり、最初の入り口はこども家庭センターで見て、実際の利用は保育園との直接のやり取りということですね。

○子ども家庭支援センター等担当課長 そうです。

○水津委員 分かりました。ありがとうございます。

○清水委員 ニーズに対応した取組だと思えますし、広がってほしいと思います。事業開始につき、導入のフェーズだと思えますが、対象者がおおよそ1万人いる中で、1日5名まで利用可という定員に対して、成長のフェーズ計画と合わせて教えてください。

○子ども家庭支援センター等担当課長 1日につき5名が少なく見える部分もあるかと思いますが、まず、何で5人かというところは、にじいる保育園の一時保育室ということが前提にあったので、その部屋の中で2歳から6年生までという年齢幅も広いので、安全に預かれる人数を先方と協議しまして、5人というふうにしております。

この5名という人数なんですけれども、仕事で遅くなるから、じゃあというような、ハードルがそこまで低いわけでもなくて、その場合に例えばひとり親の方で、近隣に預ける方がいない、おうちに子どもが独りぼっちになっちゃうとか、そういったような場合を想定しております。あとは急に入院してしまって見る人がいないとか、冠婚葬祭でどうしてもほかに預かってくれる人がいないとか、そういった場合に限定した要件で預かって、1日につき5名ということなので、まずはこれで実施してみようと思っております。

なお、日野市でやはり同じような事業をやっている、日野市は人口18万人以上いるんですけど、1日7名でやっているんですね。断らなければいけないほど申込みが来ているわけではないと聞いているので、当初はこれで充足できるのではないかと考えておりますが、運営してみて、今後の展開は考えていきたいと思えます。

○清水委員 該当施設が武蔵小金井駅の近隣ですので、今後どこに住んでいても平等なサービスが受けられるよう推進をお願いします。合わせて利用要件の周知徹底をお願いします。

○福井委員 今回、急な場合とかに関しても、多分、恐らくその前に使用の申請が必要になるかと思うんですけど、申請を、例えば保育園のほうにいつ面談できますかって電話してから、急な場合で1週間後にしか面談ができませんとかになると、やっぱりあさって預けたいのに、数日後に預けたいのになったときに、なかなか間に合わないという形が結構出てくるかなと思っていて、保育園側としては、どれぐらいの頻度というか日数で申請

の面談をしていただけるものなのでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長 具体的ないつまでというのは、ここもまだ詰めている段階なので確定ではないのですが、一回登録していただくとその年度、3月31日までは登録している状態で、申込みは、ただ、ちょっと2日前とかだと、なかなか処理的に難しいかもしれませんが、もう少し1週間前なり、利用の都度申込みはもうちょっと短い期間でできるように設計できればいいなというふうに思っています。

○福井委員 ありがとうございます。本当は多分、ふだんからお仕事が遅かったりという方は、恐らくもう事前に申請されると思うんですけど、いざってなったときに、利用したいなと思ったときに、なかなか初めてその制度を知るという場合だと、そこから申請になってしまうので、なるべく可能性がありそうな方、近隣に知人の方がいらっしゃらない、預けられる方がいらっしゃらない方に関しては、積極的にはいかないかもしれないですけど、ちょっと事前にもう面談を設けていただけるような姿勢は、態勢をぱっと取っていただくと大変ありがたいかなと思います。ありがとうございます。

○金子会長 ほか、どうぞ。

○宗片委員 移送費ということで、にじいろ保育園まで送っていただけるということで、これって例えばじゃあ、5人というときに、1人が緑小で1人が南小でと違ってすごいばらばらなところで5人で。そうすると、結構大変そうなんですけど、これはにじいろ保育園のほうで運営をされるのでしょうか。

○子ども家庭支援センター等担当課長 具体的にはにじいろ保育園からタクシー会社さん呼んで、タクシーにスタッフが1人乗って、今のところは迎えに行く場所があっちこちになっちゃうと、なかなか收拾がつかないところもあって、初めは学童保育所と保育園に行くという想定でスタートする予定です。運営してみて、どこまで今後できるかは、運営しながら協議していくようになるかなと思っております。

○宗片委員 分かりました。ありがとうございます。

○金子会長 本当ににじいろ保育園さんのほうでも努力をされているんだということだと思いますので、うまくにじいろ保育園さんが続けられるような形で進めていければいいかなというふうに思います。では、次第の(5)トワイライトステイについて、終わらせていただきます。

次に、次第の(6)次期計画策定に係るニーズ調査を行います。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 次期計画策定に係るニーズ調査につきましては、令和5年12月26日から令和6年1月25日までを調査期間として実施いたしました。現在、調査結果の報告書を作成しているところですが、資料13につきましては、13-1から13-6までになりますが、こちらにつきましては、令和6年3月1日現在の中間報告書となります。詳細につきましては、資料のほうを御覧ください。

なお、現時点では、各設問における単純集計のみとなっておりますが、今後、クロス集計を行ったり、全体調査結果との経年変化比較を行いまして、調査結果の分析作業を行います。また、調査票の自由記載欄の記述につきましては、まだ未集計ですので、その集計も行います。

以上の内容を中間報告書に追加しまして、報告書の案を作成いたします。この報告書の案につきましては、委員の皆様にも情報提供を行いつつ、4月末までに最終的な報告書を固めたいというふうに考えているところです。

説明につきましては、以上となります。

引き続きまして、本日、コンサルの佐々木さんに出席いただいておりますので、現時点での報告書に関する補足的なところをお願いできればと思います。お願いします。

○ナレッジ (佐々木) ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の佐々木でございます。まず、アンケートの調査の概要について、軽く説明させていただきます。調査対象は以前お示ししたとおり、就学前児童で2,000人、小学生の保護者さんに1,500名、あと中学生・高校生年代の保護者に1,250名、中学生・高校生の年代で1,250人に、ひとり親家庭に500人という調査対象者数ですね。

調査期間は、昨年12月23日から今年1月25日までとさせていただいて、アンケート調査、ただ、ぎりぎりに結構出す方もいらっしやって、25日ぴったりで締め切ってしまうと、その後来るというものが結構ありますので、その分も反映したいということで、実際の締切りといたしましては、今回ウェブの回答というのがありますが、ウェブの回答に関しましては、1週間ぐらい置いた1月31日まで。郵送は市役所に来る用事があったということもありまして、一応2月5日まで届いたものは、私が手で持ち帰って、今回、数値に入れさせていただきました。

回収に関しましては、回収状況の部分、これが3ページになりますかね。に、5番、回収状況というのがございます。ここは一般に、回収率は年々同じ調査していきますと減少する傾向にあるんですけども、今回ほかの自治体さんにおいて、近い、同じぐら

いの時期に実施した同様の調査の場合ですと、保護者さんからですと大体45%くらいの回収で、中高生のお子さんからは大体30%くらいのところが多いようなので、回答率としては、ほかの自治体さんと似たような数と、回収の割合となっておりますが、若干、就学前児童保護者調査はちょっと高めになりますね。

今回は、紙の調査票を郵送にてお戻しいただいて回答する従来の形に加えて、ウェブの回答方法も御用意しております。ウェブでの回答は、就学前児童保護者調査が最も割合が高くて、有効回答数のうち4割ぐらいいはウェブの調査で回答いただいています。逆にひとり親家庭保護者調査の場合は、ウェブの回答の割合というのが実は低くて、これで28.6%、3割ちょっと欠けるぐらいの回答率になっています。

今回、調査対象の方に対して御礼とリマインドといいますが、もしまだ御回答いただいていなければお願ひしますという御礼状兼お願ひのはがきというのをお出ししたんですね。これがおおよそ1月22日頃に到着というようなタイミングで発送させていただいたんですが、おおよそ23日以降に回収した分を見ますと、調査票の種類によりますが、回収率の10%分ぐらいの回収率に相当するものが、御礼状を見て回答してくれたのかなという形かと思います。

次に、調査結果について、ポイントを押さえて発表させていただきたいんですが、現時点お示ししているものが、こちらが素集計という単純集計で、ちょっとそれだけ見ても比較の対象がないので、あまりぴんとこない部分もあるかと思いましたが、今回、前回実施した調査の部分の数字を御紹介しながら、前回比較のものを口頭でさせていただくと、あと、例えば未就学の調査と小学生の保護者さんの調査で重複しているような問題があるようであれば、その世代といいますが、そこを比較しながら、こういう違いがありますねというお話をさせていただこうと思います。

では、すいません、まず、資料13-2、就学前児童保護者調査について御説明いたします。まず、2ページ、問6、子育てを主に行っている人について。これに関しましては、「父母ともに」が前回の53.5%から今回大きく増加します。一方、「主に母」の割合が、前回の45.2%よりも大きく減少しています。これ、子育ての役割というもので、男女で偏りがあったものが、それが徐々に解消されているような社会変化が起こっていることが見て取れます。

次、問10、母親の就労状況についてなんですが、「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が前回の28.1%と比べて、大きく増加しています。



一方、5番の「以前は就労していたが、現在は就労していない」が、前回の36.5%から大きく減少しています。また、「3.パート・アルバイト等で就業している」は若干増加しております。

次、3ページ、問11なのですが、就労の日数や時間についてです。母親の1日当たり就労時間は、前回と比べまして8時間が増加しています。こちら、恐らくフルタイムでの就業形態というものが増えているものに連動して増えていることが考えられます。一方、父親の場合は、4ページの父親の1日当たりの就労時間の部分なのですが、問10（父親）というものです。こちらは前回より時間が比較的短くなっていて、次の2つ下の帰宅時間というもの、実は前回よりは早い期間にシフトしております。こちら、多分働き方改革を推進なされた結果、お父さんが早く帰れるような状況になっているような形かと思われまます。

次、6ページに参りまして、問14です。定期的な教育・保育の利用についてなのですが、前回と比べまして、1番の「利用している」の割合が大きく増加しています。また、同じページの問15。利用している事業についてなのですが、1の「幼稚園」が減少しています。一方、公立、私立の保育所は両方とも増加をしていることから、特に私立の増加が大きくなっているんですが、ニーズといたしましては、教育から保育のほうのニーズに変わっているということが分かります。

すいません、次、9ページになります。問19、幼稚園や保育園を利用している理由なのですが、前回よりも「子どもの教育や発達のため」が低下して、2番目の「現在就労している」が増加しています。これ、保育の利用が増加していることが要因といえますか、就労が増えたので、保育の需要が増えるというものの関連で連動しているところかと思えます。

次、12ページなのですが、問26、子どもが病気などで幼稚園や保育園が利用できなかったときの対応についてなのですが、前回と比べまして、1の「父親が休んだ」が増加と、あと3番「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」と、「4.親族・知人に子どもをみてもらった」が減少しています。また、ちょっと今回、この数字以外の部分になるんですが、「その他」の割合が実は増加しておりまして、「その他」というのが全体で52件あったんですが、そのうち30件が、実はテレワークですとか在宅勤務で見たというような回答がありました。恐らくコロナ禍でやっぱりテレワークや在宅で勤務する方が、そういう勤務形態ができる方が、そういうような対応ができる

ような世の中になってきているということですね。

では、すいません、次、資料13-3に参ります。就学児童の保護者調査です。2ページ目なのですが、問6、子育てを行っている人についてなんですが、1番の「父母ともに」が、前回の49.6%から大きく増加しています。また、「主に母」の割合が、前回の48.0%から大きく減少しています。これは未就学の調査のときと同じように、やはり子育ての役割における偏りが小さくなっているというのが、小学生の保護者さんの間でも同様なことが起こっていることが分かります。

同じページの間9です。母親の就労状況についてなんですが、1番「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、前回の29.0%と比べて大きく増えています。一方、5番「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は、前回の31.2%から大きく減少しています。また、「パート・アルバイト等で就労している」は、あまり変化がありませんでした。

次、問10の就労の日数や時間についてなんですが、こちらはやはり就学前の調査の傾向と酷似しており、母親の勤務時間というものが8時間増加しているのと父親の勤務時間は短くなる傾向というのは、こちらの調査でも同様にございました。

では、すいません、次、ちょっと飛びまして10ページになります。問18、子どもが放課後過ごしている場所についてです。こちらは、「習い事」の割合が前回の71.4%から減少し、「放課後子ども教室」は前回の17.9%、「学童保育所」が前回の15.6%からそれぞれ増加しております。

一方、12ページの間19なんですが、こちら、放課後過ごさせたい場所については、比較しますと「習い事」の割合はあまり変化ありませんが、「放課後子ども教室」と「学童保育所」は増加しています。恐らく就業率の向上により、保育ニーズが高まっているというのも、ここであらわれている部分かなと思います。

次、20ページ以降に小学生向け調査の結果というのがあるんですが、今回初めての調査内容になりまして、比較する材料がないんですが、今後クロス集計で課題を導き出していく予定です。

では、すいません、次、資料13-4、お願いします。では、2ページ目の問7、母の就業形態についてなんですが、「フルタイム」が前回の25.4%からやはり大きく増加しています。一方、「パート・アルバイトで就業している」と、5番「以前は就労していたが、現在就労していない」は、現在、前回よりも減少しています。保護者を対象

とした3調査、未就学と小学生と、あとこちらの調査に共通している点といたしましては、母親の就労形態がフルタイムが増加していることで、就労していない割合が減少している。ここは2点、共通している動きです。一方、3調査でそれぞれの特色が出ている点といたしましては、子どもが小さいといえますか、恐らく保護者の方が若いほうが、フルタイムである割合というのが高いような傾向があります。逆に、世代が上がるにつれて、パート・アルバイトの割合が高いような傾向があります。

次、問9なんです、問9のA、小金井市子どもの権利に関する条例に対する認知についてなんです、「内容もよく知っている」と「知っている」の割合を合計しますと、22.7%になっています。ちなみに、就学前の保護者でも同様の調査がありまして、こちらでは14.6%で、就学児童保護者、小学生の保護者調査では26.6%となっています。一方、子どもオンブズパーソンの下の問題のほうは、同様の集計では、こちら、中学生保護者では14.1%で、未就学保護者では13.4%ですが、就学児童保護者では25.9%となっています。権利条例とオンブズパーソンについて、もっとよく知ってもらうための施策はもちろん当然必要ではあるんですが、就学児童保護者、小学生の保護者さんの認知度が比較的高いという現状がありまして、これの理由といえますか、そこら辺に多分、認知度を上げるヒントみたいなものがあるんじゃないかなと思います。

次、6ページなんです、問24、子ども・子育て支援で充実してほしいことについてなんです、こちら「経済的負担の軽減」が最も高く、次いで「犯罪等から子どもを守る環境づくり」となっています。この点は未就学と就学児童保護者、小学生の保護者さんとも共通しています。次、第3位の項目になりますと、未就学では「子育て、子育てしやすい生活環境等の整備」、就学児童及び中高生保護者では「子どもが安心して学べる環境づくり」となっております。そういった違いがありました。

じゃあ、すいません、次、資料の13-5をお願いします。こちら、中高生年代の調査です。1ページの間4、あなたが大切と思うことについてなんです、こちらの項目、「A 行きたい学校へ進学できること」、「B 自分のやりたいこと（スポーツ・音楽・ファッション・趣味など）に取り組めること」等ありまして、AからGの7項目あります。「とても思う」の割合で、これのAからGまでのランキングをしますと、1位は「B 自分のやりたいことに取り組めること」、2位はEの「安心できる場所で休む時間を持てること」、3位が「D 暴言や言葉や態度で傷つけられないこと」となっています。就学前児童保護者の後ろの部分で、小学生に対する同じ設問を比較しますと、

こちらでは1位が「家族と一緒に仲良く暮らすこと」、2位が「D 暴言や言葉や態度で傷つけられないこと」、3位が「E 安心できる場所で休む時間を持てること」となっておりまして、違いが出ております。

次、2ページのGの先にある「問5 自分のことが好きですか」についてなんですが、こちら「やや思う」が最も高く、次いで「そう思う」となっており、こちらの割合を2つ合計しますと、73.0%になります。小学生に対する同じ設問では、「やや思う」ではなくて「そう思う」のほうが高く、次いで「やや思う」となっており、割合を合計すると、87.0%になっています。自分のことが好き、要するに自分を肯定するという割合は、年齢を重ねるごとに下がる傾向にあるのかなということが分かります。

次、3ページ、問6なんですが、家や学校以外に「ここにいたい」と感じる場所があるかについてです。「ある」が56.0%となっておりますが、小学生の調査では69.7%となっております。これも多少自己肯定感といえますか、やっぱり若いといえますか、小さい子のほうが割合が高い傾向にあるようです。

次、問7、「ここいたい」と感じる場所はどのような場所かについてなんですが、居場所の数は多いほど、自己肯定感が高くなると言われておりますが、この設問は複数回答でして、1人の回答者が幾つ選択したかを集計いたしまして、1か所から5か所以上という形にした上で、ほかの設問に対して、今後クロス集計を実施させていただき予定となっております。

次、飛びまして5ページなんですが、問12、参加したい体験の機会についてなんですが、こちら、「C 商店や企業等の職業体験活動」が62.3%と最も高く、次いで「A ボランティア活動」が60.8%となっております。

続きまして、8ページ、問23、子どもの権利条例に関する認知についてなんですが、こちら「内容もよく知っている」、「知っている」の割合を合計しますと、14.6%となっております。前回調査では、同様の計測の仕方では10.8%となっております、少しずつ認知はされていますが、まだまだ周知は必要なのかなと思います。Bの子どもオンブズパーソンの認知についてでも、こちらは同様の集計では、前回は9.4%となっております。

すいません、では、次、資料13-6、ひとり親家庭保護者調査についてです。1ページ目の問2、子どもの年齢についてなんですが、設問は年齢で聞いておりますけれども、分かりやすさと、あと集計上、信頼性を確保する目的で、就学前の部分を2歳まで

と5歳までの2区分と、小学生を低学年・高学年の2区分、中学生と高校生の合計6つの区分に分けました。回答者は中学生の保護者が最も多くなっております。

ほかの調査の区分で件数を出しますと、就学前児童保護者調査の年齢は41件、割合で20.0%、就学児童保護者調査の年齢では72件、35.3%、中高生保護者調査では87件で、42.6%となっております。

また、問4、回答者は誰かについてというのがありますが、ここは母が93.6%になっております。独り親家庭調査では、比較的中高生の保護者さんが回答者さんとしては多いことと、回答者御自身は、お母様がほとんど回答されているということに偏りといえますか、こういった偏りがあるようなことに注意して御覧いただく必要があります。

次、2ページ、問7なのですが、お子さんを見てもらう親族・知人はいるかについてなのですが、「日常的に祖父母の親族にみてもらえる」の割合は26.5%でしたが、同じ設問で、就学前児童保護者では13.0%、就学児童保護者、小学生の保護者さんの調査では13.5%でした。

一方、問8、お子さんを見てもらっている状況についてですが、「やや心配」が第1位で、「心配することなく預けられる」というものが第2位ではあるんですけども、この点は就学前と小学生の保護者さんの調査と、順位としては一緒なのですが、ただ、ひとり親調査では、ここの順位、1位と2位の差がそこまで大きくはないんですよ。なので、どちらかという、就学前の保護者さん、小学生の保護者さんよりも気持ち的には預けやすいような気持ちといえますか、そういうような状況にあるように思います。

次、7ページ、問20なのですが、こちらがひとり親になる前の心配事の設定問です。実は8ページ、次の設問で、これと全く同じ項目で、ひとり親になってから困ったことはありましたかという設問があります。こちらは回答の項目が同一なので、考え方によってはビフォーアフターといえますか、なる前はこうだった。でも、実際なってみたらこうだったみたいな比較で見るということは可能です。

心配事が実際なってみたら減ったというものに関して見ていくと、上位3つ御紹介しますと、一番心配事が減ったのが「家計に関すること」でした。これが20.6ポイント減少しています。次は「養育費のこと」。これが18.7ポイント減っています。第3位が「住宅に関すること」なのですが、こちらが12.2ポイントでした。

逆に、ひとり親になった後に心配事として割合が増えたもののベスト3を見ていきますと、「家事に関すること」、これが6.4ポイント増えました。次に「相談相手がいな

い・少ないこと」、あと「特にない」という回答、これがそれぞれ5.9ポイントずつ増えています。

なので、これだけ見ますと、意外と経済的なものに関しては、やはりひとり親になる前に心配はされるんですが、多少やっぱりひとり親になった後に、いろんな多分支援が、実は知らなかっただけで利用できるの、若干は減っているというのが見て取れます。

以上になります。

○金子会長      ありがとうございました。まだ単純集計の段階ですので、多分これを皆さん読み込むのは大変なことだと思いますので、この後クロス集計とか相関みたいなことが出てくるのかなと思いますが、4月末ぐらいには報告書が上がるということですので、それに関しては、間に合えばこの会議で、難しかったらメールでという形で、皆さんのほうには御共有いただけるということだったと思います。ですので、これをベースにして今後の議論をしていくという形になると思いますので、この段階で多分、これを読み込むのはちょっと相当しんどい作業になると思いますので、できれば報告書を私も見させていただければなというような形で考えております。

何か現時点で皆さんのほうから御発言とか御質問がありましたら、お願いいたします。難しいかな、多分。すごい量ですし、本気でこれをやるぞっていわないと、ちょっと片手間ではできないかなというふうに思いますので。

ぜひ何となくですけど、同時にやっている、また、他市のものとかも、何かちょっと比較としては見せていただけると面白いなと思ったのと、福祉に関してということですので、中央値に向けてのサービスというものと、外れ値というか、そこから漏れてしまっているというところもすごく重要な視点になるかなと思いますので、ど真ん中と、いや、この人、どうしてこうなっちゃったというような外れ値は多分出てくると思いますので、そこら辺のことがちょっと見れるといいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、追って、楽しみにしちゃいけないんですけど、皆さん、もう少しお待ちいただければというところになっております。では、以上で次第の（6）のほうを終了させていただきます。

次に、次第の（7）の利用定員の設定についてを行います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○保育課長      それでは、資料の14番を御覧いただければと思います。こちらは令和6年度、新た

に利用定員を変更した部分に着色をしている数字の部分を書かせていただいております。それが真ん中、右側に令和5年度。利用定員の変更ですけれども、特定教育・保育施設で認定ごとに1号認定の施設、2号、3号認定の施設、ゼロ歳から2歳までの特定地域型保育事業の施設、あとは私たちの計画のほうでは、認可外のほうで、認証保育所のほうも利用の見込み、計画上で見込んでおりますので、認証保育所さんの定員変更、そちらのほうを書かせていただいております。

着色部分で定員が増えている部分ですね。過去何年間か、待機児童対策で新規施設の開設等をやってございましたが、令和5年度から6年度にかけては、新規施設の開設等はありません。その代わりに、増えている部分の施設、二十コスモ保育園やアスクの南、にじいろさんなんかは、開設後、段階的に進級に伴って定員を増やす施設になってございましたので、そういったところは段階的に増やすという当初の計画に基づいて、増えている部分がございます。

併せて、定員減のところにつきましては、市内の保育施設の空き状況、こちらを勘案しまして、各事業者さんのほうで利用定員を縮小していくようなお考えがございました。そちらを市のほうと協議をいたしまして、協議に基づく利用定員の減という形で行っている施設が複数ございます。

併せて、事業の廃止の部分でいいますと、家庭福祉員の人数、認可外のところ。こちらは年齢に伴って、今年度いっぱい4人中のお一人、事業をおやめになるということで、大きく変わっているところでございます。

全体としましては、ある程度もともと保育施設の利用の空き状況が多かった部分もございますので、その中で待機児童が発生しないような形ということで、利用定員を引き下げる場合の協議につきましては、市のほうと事業者のほうで丁寧な協議の上、利用定員の減を進めさせていただいている部分になります。

私のほうからは以上となります。よろしくお願いいたします。

○金子会長 今、御説明がありましたとおりで、保育所の継続的な運営ということを考えると、定員を減らさないといけないところもあるということだと思いますので、丁寧に待機が出ないような形で減らしていくということも重要なことというふうに思います。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。どうぞ。

○宗片委員 ゼロ歳なんかは空きが多いので、減らすという形だと思うんですけど、実際令和5年度の今時点で、空きってどれくらいある状況でしょうか。

○保育課長 令和5年度につきましては、4月の時点で大体100人ぐらい、ゼロ歳クラスは空きがございました。それで、3月の時点で、ゼロ歳クラスの募集がもう1人まで減っています。だから、年度当初100人ぐらい空いていたところが、募集数としては1人まで減っている。

ただ、これ、100人が全部埋まったわけではなくて、特に年度の後半に入ってくると、新たに受入れを準備するよりは、もう4月の段階で入っていただく形に、施設が募集をシフトするんですね。ですので、年度の後半でもう埋まらなかったゼロ歳の分は、次の4月で1歳クラスとして受入れのほうに切り替えたりする部分がございます。特に2月3月入所は、もう次の4月が目の前ですから、2月3月にあえて新規でゼロ歳児の募集を出さないという選択肢を選ばれる施設さんもあるので、単純なちょっと募集数という部分では、読みにくい部分があるかとは思いますが。

それで、大きくは100人ぐらいのところ、私たちの目安としては、その定員減に対して、今、補助を出しておりますけれども、それが約半年。4、5、6、7、8、9のゼロ歳の空き状況に対して、国や東京都はお金を出していただけないので、市の単独の持ち出しのお金で、その半年分の空き状況に対する補助で、経営的な支援をやっているのが現状となっております。

○宗片委員 ありがとうございます。今のお話だと、結局やっぱり途中、4月以降に入所するお子さんは必ずいて、その分の空きは必ず発生するというふうになると、市が補助をするというのは、これからも継続的にやっていかないと、じゃあ、保育所としては運営が成り立たないということのかなと理解したんですが、そういう認識でよろしいですか。

○保育課長 そういった部分を大きい空きのままやるか、利用定員の減を今年初めて協議して行いましたけれども、また今年の入所の状況も見ながら、利用定員のほうを見ていくのと、定員の空きに対する補助というのは、どうしても国や東京都からはお金をいただけないので、私たちも限りある財源ということで、3年間の期間限定という形で何とか予算を工面したところになってございます。今年の次の4月に、今もう2次募集の内定の御連絡等をやっておりますので、そこで改めて4月の入所状況を、各施設の定員の空き状況をはっきり見定めながら、また、4月以降の半年、定員の埋まり方というのを見定めながら、その辺りも検討していくべきかと考えてございます。

○宗片委員 ありがとうございます。3年間の限定で予算を工面したということで、多分これは継続的にやらないと、結局駄目なんじゃないのかなという気がしていて、それに対して、



じゃあ、3年で今回予算取りましたけれども、それ以降ありませんってなったときに、保育所は多分人件費を削って何とかするとか、もう何かゼロ歳が数が読めないから、どんどん減らして、また待機児童が増えるとか、何かそういうことが起きそうに思ってしまうんですけども、その辺の懸念に対して何か対策というか、継続して予算を取っていければそれでいいのかなという気はするんですが、その辺、何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○保育課長 非常に悩ましい問題かと思っています。じゃあ、ゼロ歳でお預けされる方が、窓口でどうのお気持ちで受けられるかという、1歳で入りにくいからゼロ歳で入るといふふうにおっしゃる方が多いんですね。そうすると、ゼロ歳クラスをあえて定員を絞ってにおいて、1歳クラスの定員がそのままであれば、1歳クラスのタイミングで入る人数というのは実は増えるんです。ですので、そういった意味も込めて、利用定員の見直し。

あえてゼロ歳クラスは絞っていったとしても、実は皆さんのニーズが高い入所したいタイミングというのは、ある程度育児休暇を取得しながら、1歳クラス、もしくは長い企業ですと、2歳クラスで入所したいという方のニーズが高いというのが、窓口での率直な印象です。なかなかそれを根拠となる数字とかいう部分で示すものはないですけども、私たちが窓口でやっている限り、あと、育児休暇の取得のために保育園に入れなかったという不承諾の通知を変えてほしいというお話を受ける、その話を総合的に見ますと、ニーズはやはりある程度、育児休暇でお子さんを見た上で、家庭保育した上での保育園入所が高いけれども、今の状況ですと、どうしても先にゼロ歳クラスで入っていらっしゃる方が進級を自動的にされますので、1歳クラスでの新規入園の募集というのが減ってしまう。それを理由にゼロ歳クラスの途中からでも入っておこうという方が、年度途中に多いかなという印象があります。

非常に悩ましいですけども、そういった部分も踏まえて、本来入りたいタイミングの1歳クラスでお入りいただくような形に少しずつでもシフトすれば、ニーズとしては、1歳クラスの入園のタイミングを選ばれる方というのはいらっしゃるのではないかと。本当に悩ましいですけども、入れないからゼロ歳から申し込むという方が一定数いらっしゃるというところが、今、私たちがちょっと抱えている難しい問題かなと思っています。

○宗片委員 ありがとうございます。本当に悩ましいというのがよく伝わりました。保護者の立場としては、先ほどおっしゃったように1歳から入れられれば、本当はゼロ歳から入らな

いのになというニーズがもしあって、やっぱり何かそこが保護者がやりたいように、ゼロ歳から入れたい人はゼロ歳から入れるし、1歳から入れたければ1歳から入れるようにうまく定員が調整できれば、それが一番いいんだろうなとは思っていますが、なかなか最適解がないというのが多分現状だということがよく分かりました。引き続きちよっとその辺は様子を見ながら、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○清水委員 保育利用者数、2025年でピーク迎えると言われている中、保育事業者の経営を考えると、既存の事業に加えて先ほどの議題に上がったトワイライトステイや、民間民営学童保育所を活用することで保育事業者のマネタイズと小金井市の子育て支援推進につながると思いますので、一つの保育所という観点にとらわれず、横断的なアプローチが必要と感じます。御検討をお願いします。

○保育課長 今回のにじいろ保育園さんは、開設に当たって、実はトワイライトを想定できないかというところから、建物をつくる段階からお話をさせていただいていたところがございます。そういった部分で、ある程度施設的にそれを想定した形の準備ができていたというのが実態でございます。ほかの保育園さんで同じようなことをやる場合、建物をそういう想定でつくっていないければ、例えば専用のお部屋をどうするかという問題もございますので、そういったところは、ほかの施設で純粹に同じような取組を、追加で新しい事業ができるかは非常に悩ましいと。もしかしたら、やるとなった場合は、施設を改修だったりしなければいけない。その場合はまた費用がかかるけれども、恐らくそれも事業者さんの負担も多少あった上での補助が使えるかとか、悩ましい問題ではあります。

ただ、保育サービスだけでなく、ほかのサービスを担っていただけるような形の取組というのは考えていく必要があると思いますので、引き続きそういった部分のニーズも捉えながら、あと事業者さんの意向というか、やはり先ほどのトワイライトもそうですけど、マンパワー、かなり必要になってきて、通常の今の認可の保育園だと、やはり保育士さんの不足が大きな課題にもなるので、新しくやるに当たっての人材の確保、そういった部分でも様子を見ながら、事業者のほうとはお話をしていきたいと思っています。

○金子会長 ありがとうございます。ほかはよろしいですかね。もう一つの資料の御説明に移りますか。

○子ども家庭部長 それでは、資料15について、御説明させていただきたいと思います。こちらは、

3月5日に市議会のほうで市長に報告させていただいた内容で、一昨年になされました専決処分に対しての訴訟についての判決を受けての対応等を御説明したものです。

まず、1ページ目を御覧いただきたいんですが、判決のほうは2月22日に出されまして、市長報告が3月5日にされています。

それで、ちょっと判決の理解は難しい面があるので最後にさせていただくんですが、まず、2のところにあります控訴はしないという市長の判断です。理由が2つございまして、1つは、原告の方及びお子さんをこれ以上不安定な立場には置けない。訴訟が提起されてから1年以上経っていますので、受け入れるとすれば、早くその必要があるだろう。そしてもう一つは、違法である旨を判断した裁判所の判断に、市長として異議がないということで、控訴はしない。これで判決が確定するということになりました。

判決を受けて今後の措置としては、まず、原告のお子さんを速やかにさくら保育園に受け入れられるようにすると。それから、主文の3のところで述べられているんですが、賠償金10万円と金員、利息の部分についても速やかにお支払いをするということを述べております。

その上で複雑なところなんですが、この条例が専決処分されたものが直ちに違法、無効として、ゼロ歳児・1歳児の募集を専決処分される前の定員で再開するということは、1つは後でお話しする部分になるんですが、この判決は、原告の方に対しては拘束力があるんですが、原告以外の方については直接述べていないんです。その中で、条例が直ちに違法、無効というふうにならないものですから、後に書いてあるとおり、市立保育園の在り方を検討した上で対応すると。それをどういうふうに対応するのかというのは、この後の議会にかかってくるんですが、この3月5日時点では、どのように、いつまでに整理するかを検討中というのを御報告したものでございます。

また、保育士が今欠員が出ていまして、そういう意味でも1クラスとか、何クラスかつくって募集をして受入れということができない状態だということを述べています。

それで、なぜそうなるかという判決の1の部分なんですが、こちら主文と、それからその後、判断がされたところを述べられたりしているんですけど、主文の1のところは、専決処分を取り消すというようなことを求める訴えだったんですが、こちらは却下されています。却下というのは、内容の是非に入らずに門前払いとして、その訴えを取り上げないということなんですが、行政の処分として取消しを訴えられたんですが、条例の制定ですので行政処分ではなくて、議会のほうで決めていく行為である。行政の

処分ではないから、判決の是非に及ばなかったということです。

2番と3番の部分について、さくら保育園に入れなかったとした処分を取り消す、それから、10万円等を払えというふうになっているんですが、こちらは理由の部分で、主文はこれだけなんですけど、この後の部分で専決処分が違法であり、それに伴う条例改正は無効だからというのが述べられているんです。ここが理解の難しいところで、議会内でもそうではないって方もいらっしゃるんですが、行政のほうでは法務担当や顧問弁護士のほうに確認していますけど、原告の方と小金井市、行政のほうではこうしろというのが出ているんですね。ですので、主文のとおりのことをするのと、それは専決処分が違法で、それによって改正された条例は無効だからということになります。ですので、2番でいえば、入れなかった処分は取り消されているので、申請時に戻っています。その上で、違法、無効とされた専決処分された条例に基づいて、また判断することは駄目よと言われているんです。専決処分の前の条例で判断しなさい。そうすると、当然我々としては、今後の対応に書かせていただいたとおり、速やかに受け入れるために全力を尽くすということになります。

ただ、条例については、効力は原告にだけ及ぶ、その事件についてとなります。なので、原告の方以外については違法であり無効であるという裁判所の考えは示されているんですけれども、それをどういうふうに対応していくかは、今、市長に、また、議決をするという意味では議会のほうにも含めて、我々が対応を考えなきゃいけない状態だということなんです。その上で、保育士のほうが現在不足しているということもありますけれども、5園をどういうふう維持していくかということの考え方がないと、中長期的にそういうのを安定的にやっていくことが難しい、できないということがありまして、最後のところにあるように、市長として在り方の検討。去年、条例を上げて否決されているんですが、改めて在り方を検討して、速やかに今後の対応をつくっていく、条例についても対応していかなければいけないという考えで、報告をしたものでございます。

以上です。ちょっと分かりにくいところあると思うので、御質問あると思いますけれども。

○金子会長　御説明を受けたんですが、大変難しい判決だし、解釈がどうするんだというところなんだと思いますので、もし御質問がありましたら、もう何を質問していいのやらというような状況なんじゃないかなという気もするんですが、ぜひ御質問いただければというふうに思います。

○水津委員 1つは控訴をしないということが決定しているということですね。あとは判決、原告に対するものは効力があるけれども、それ以外のことに関しては今後検討していくということなんですかね。

○子ども家庭部長 検討していくということのとおりなんですけれども、条例については直ちに違法、無効とはされていないけれども、考え方としてはよろしくないというのは言われていますので、じゃあ、どういうふうにしていくのかというのを去年も市議会で提案させていただきましたけれども、在り方というものの検討をできるだけ早く行うことで、つくっていく必要があるものです。

○水津委員 よろしくない部分をよくなるようにしていく努力をするということ。

○子ども家庭部長 もちろん5園を全て維持したほうが良いとお考えの方もいらっしゃると思いますが、例えば今の専決された条例と全く同じものにするんであっても、こういうふうな裁判所の判断が出ていますから、一度取り下げて、廃止して、その上で出し直す。そういうふうにししないと、こういう処分が加わったものとしての法的安定性としてはよろしくないなんて指摘も受けていますので、市民参加での検討をして、やっていかなければいけないと。

悩ましいのは、市民参加条例のこともありますし、専決処分のことで言えば、やはり市役所だけで決めるというのはよろしくないということにもつながると思うので、そうすると、公募の委員を選考してパブリックコメントをすると、やっぱり何か月かかかっていくんですね。そのスピーディーさとしっかりした手続というのをどうやって追求するかということを考えてのところ。

○水津委員 何となく分かりました。

○金子会長 専決事項が違法だと言っているということ。

○子ども家庭部長 考えが示されたという感じですね。

○金子会長 考えが示されているということなので、条例自体がどうかということを裁判所は判断していないということだと思っただけですね。条例の決め方をちゃんとせいということなんだろうなというふうに、僕は認識をしているところです。どういう条例にするかも含めて、もう一度ちょっと丁寧にやりなさいということで、丁寧にやると時間がかかるんだけど、どうしようかというところが今悩ましいところなんだろうと思います。実際に今まさに議会にかかっているところなので、我々でプランを考えていくに当たっても、考えていく途中、議会の決断が出ないというか、その状況で考えていく必要が出てくる

可能性もあるということですし、我々自身は条例に関して何か言うという立場ではないかと思しますので、そこは肅々と決めていただく人たちに決めていただくというような形で、我々はそれを受けてどうするかということを考えていくということになるのかなというふうに思っております。何か本当に難しい話だなと思いつつながら説明を受けておりましたが、ほかに皆さんありますか。どうぞ。

○宗片委員 一般的な感情として、原告だけが入れるというのは不公平ですよねって一般的には思います。無効だとかって言われているのに、いや、条例としてどうかといわれても、多分、普通の保護者が聞いて、ああ、そうですかとはとても思えなくて、いや、何である。原告は多分代表なんですよ、保護者の。我々からすると。みんな個別の意見を、みんなと言っちゃうとまた語弊があるかもしれないし、違う考え方もいらっしゃると思いますが、あれって結局、署名もたくさん集まって、公立保育園を残したいって方がいらっしゃって、保護者の中で代表を誰か決めないとねって言って、原告の人が立ち上がってやったものであって、すいません、私の勝手な感情かもしれないですけど、そこは結構ほかにも入りたい方がいるのに、いや、何かそうじゃないんだよと言われると、何だろうって、あんまり納得感はないなというふうになんて個人的には思いますというのがあるという。

もう一点は、在り方検討会とかやっているのと、結局、今、くりのみもさくらかも、もうゼロ歳も1歳もいなくなつて、2歳になつちゃって、じゃあ、次進んでいくと、3、4、5しかいない。在り方検討会終わって、じゃあ、入れますよってときにはもう四、五歳になって、次のゼロ歳とは年齢がすごい離れているとかがって状況になつてしまつて、それはそれであんまりよくないですよって思つて、少なくとも、まず、一回回復してから、じゃあ、在り方検討会でもいいんじゃないのかなって思つて。もともと在り方検討会が生まれたのって、公立保育園を民営化しますかという話があったときに、民営化するのがいいのかどうか、じゃあ、何残すんですかという議論をちゃんとしましょうよというのが公立保育園の協議会の中で話がされていて、そこでちゃんと在り方検討会しましょうよという話も出ていたはずなのに、突然廃園になつて、改めて在り方検討会やりましたよって今言われても、いや、まず、回復してからやってくださいよというのが保育園に関わっていた人たちの思いだったりするので。こんなことを言つても、結局決めるのは議会だったりとかしちやつたりするので、一市民の意見として、私はただ言いたいことを言っているだけだとは思んですけども、そういう感情はありますという

のだけ、ここでお伝えしたかったというのを述べておきます。

○子ども家庭部長 すいません。今のような思いのことは、原告と支援されている方とか含めた訴えとか、原告の方のメッセージにもあるので、いただいているところであります。特に、まず、条例を元に戻すべきかどうかというのは、これもなかなか御理解得られにくいと思うんですけど、そういう検討をしたところ、今、受け入れられる体制に、認可保育園なので、保育士に対して子どもが何人というふうに基準があるわけですが、それをできる保育士が、残念ながら欠員とかでない状態なんです。その中で実現できない。市長はもともと選挙戦で、条例を元に戻すということを掲げている方ですので、元に戻すことは、まず、初めに検討しているわけですがけれども、そこでできない条例を市長は自分の名前で自分で上げることになりますので、上げるのはどうなんだという話になったところから、条例を直ちに变えることができないということになっているわけですね。

また、その中でどう維持して持続できるかということで、考え方がしっかりなければいけないということになって、これがぱっとそうだなって思うようなふうには思いにくいというのは、本当にそのとおりにかなとは思いますが、そこで考え方を早急に立てていかなければいけないというふうなところになっています。思い、本当そうだと。それを受け止めながら、ちょっと私も悩ましいんですけど、やっていきたいと思います。

○宗片委員 1点だけ質問なんですけれども、保育士体制というのはゼロ歳・1歳というふうに募集しなかったんで、その保育士さんは今まで多分足りなかった正規雇用のところからどんどん回しているから、多分足りなくなると思うんですけど、今は少なくとも一、二歳のクラスに先生がいらっしゃって、そこではきっとさくらもくりのみも3人ずついて、次はその先生も要らなくなるって話になると、一応その先生たちが残っていれば、次の募集にその先生方を回すことはできると人的には思うんですけど、それも難しいということなんでしょうか。

○保育課長 恒常的に欠員が多いので、今回3月から4月にかけて、また来年度の準備しますけれども、くりのみ保育園とさくら保育園で、ゼロ歳クラス、1歳クラスの、もともと1歳クラスですね。特に令和5年度はゼロ歳はなかったものですから、1歳クラスで対応していた分の人員については、すいません、ほかの3園の既存のお預かりをする部分の人員にイメージ的には動かす形で、欠員が続く中、何とかくりのみ保育園、さくら保育園以外の3園は、ゼロ歳クラスから5歳クラスまで保育を継続していますから、そちらの部分の保育を維持するために人員をスライドさせているというような形で御理解をいた

できればなど。

ですので、もともと、じゃあ、くりのみ保育園、さくら保育園の1歳クラスは令和5年度あったんだから、そこの人員のところはあるじゃないかという、そこにスライドさせなくなると、ほかの3園の現状のお預かりがうまく維持できなくなるという悩ましい状況が、体制の面からはあるというふうにお伝えをさせていただいています。

○宗片委員 分かりました。

○水津委員 理想論だから、ちょっとそんなことを言ってもということも含めてのお話ですけども、今、違法だなんとかという、反映する、しないということだけを問うのではなくて、前にも言ったと思うんですけど、小金井市の保育ビジョンというものを、民間保育園も含めてどういう運営をしていって、小金井市の子どもたちを受け入れることができるのかということを経営的に考えないと、何か今のそのことを、保育士がここにいるとかいないとか、数とかだけの議論をするのは、とても何か先を見た話ではない気がするんですね。だから、そこを踏まえての検討であれば、ぜひしていただきたいというふうに思いますし、急場しのぎとか、この条例をどうするかとかということだけの議論に終わらないでいただきたいなというふうに思います。前も言ったけれども、私立保育園に保育をシフトしてきたわけだから、それであれば、私立の保育園、民間保育園がどうやって安定的に運営して、子どもたちを安定して受け取ってもらえるのかとか、子どもが預かる環境をどうやって維持できるのかということも含めて、そこも議論をしないと、ちょっと片手落ちというか、時間の無駄じゃないかなというふうに思います。

○金子会長 どうぞ。

○子ども家庭部長 時間が限られていますので、まさにそれを合わせないと、公立保育園のよさとか、また、安定性というのもつけれないので、そこを最速でできるようにちょっと考えたいという感じです。

あと、宗片委員の御質問に答えると、単純に考えると、1歳児がこれで、2つの園でなくなるじゃないということで、浮いた保育士を使えば何とかなるのかなと僕も思わなかったわけじゃないんです。結論から言うと、去年、無理やり回していたということなんです。さくら保育園とかでちょっとお散歩とかを控えなきゃいけなくなったりとかということできりぎりの、ほかの園に耐えていただきながらやっていた。あと、これがちょっと民間園と公立園の公務員の難しいところなんですけど、変則労働が月単位でしかできないので、柔軟なシフトが組めないということがあったりします。



その中で、端的に言えば、残業とかで朝夕含めてしのいでいて、その割り振りを少しでも普通に戻そうとすると、全く余裕がないというか、まだ相変わらず残業で対応ということになります。欠員は十数人足りないという状態ですね。特に厳しいのが、育休、病休の代替の方がほとんど入らないわけですね。そういう中で、自分の子育てと保育園の子育て、保育というので悩んでいるような職員もいる状態です。かなり厳しい中でやっているということなので、そこはちょっと責任者としては、もっと努力をしなければいけないなというところなんです。そこを踏まえて、水津委員おっしゃったようなものを何か、時間はありませんが、考えなきゃいけないって。そうじゃないと、結局、公立保育園のよさを持って保つことができないということだと思っています。

○金子会長       どうぞ。ぜひ御意見のほうはお伝えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。なかなか難しい状態ですが、取りあえず子どもたちのことが一番に考えられればいかなというふうに思っておりますので、保育園のそもそもの在り方みたいところを一生懸命議論していただいて、しっかりと方向性が打ち出されればいかなというふうに思っております。では、次第の（7）について、終了させていただきます。

続きまして、（8）のア、お願いいたします。

○児童青少年課長    前回の子ども・子育て会議で御案内させていただきました「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023小金井を、令和6年2月10日及び11日に開催いたしましたので、報告いたします。子ども・子育て会議の喜多委員と水津委員には、実行委員としてシンポジウムには御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

開催方法に関しましては、現地での参加及びオンライン参加の方法を取りまして、参加者は2月10日に全体会、2月11日に分科会として6つの分科会を開催いたしました。こちら2日間の担当者を含めた延べ参加人数は、1,000人を超えるという状況でした。

そして、宮地楽器ホールマルチパーパススペースでは、地域における子ども主体の取組として、市内で活動する市民団体などを含めた17事業所を紹介するポスターセッションを行うなど、全国から多くの方に御参加いただきました。本シンポジウムにつきましては、全体テーマを「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見反映」と題しまして、こども基本法施行や、多くの自治体子ども・子育てに関する計画を策定、改定する時期にありまして、子ども施策を担う自治体がどのように一人一人の子どもの権利の具現化施策を進めるのか、そして、子ども施策に子どもが意見を反映させる

ためにはどのようなことを行っていけばいいのかについて、自治体関係者、研究者、専門家、NPO法人及び市民などから様々な御報告をいただきました。今回シンポジウムでの知見を、今後の子ども施策に生かしていくことを検討していきたいと考えております。

なお、本シンポジウムは現地参加及びオンラインでの参加の方法を取りましたが、一部オンラインで音声などの途切れなどがあり聞き取りづらいというふうな状況もございましたことも、併せて御報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○金子会長      ありがとうございます。また何かいろいろと内容を、我々のつくるものにも反映させていただければなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○子ども家庭部長    ちょっとよろしいでしょうか。

○金子会長      はい。

○子ども家庭部長    喜多先生、水津委員にも御参加、御協力いただき、ありがとうございました。このシンポジウムは、もともと学識の先生方と、それから自治体職員が、自治体職員の研修みたいな意味も含めて学び合う場だったと伺っています。でも、せっかく小金井でやるので、地域での活動を全国からいらっしゃる方に御紹介したいということで、水津委員に御相談させていただいて、ポスターセッションを行いました。それもまた好評でした。子どもの権利を、さらにまちづくりにどうつなげるか。また、こども基本法の元年でするので、その中でということのシンポジウムになったと思っています。

ちなみに、来年度は名古屋での予定で、今、この後、最終実行委員会があって、総括をした上で、しっかり事務引継ぎもしていきたいと考えています。以上です。

○喜多委員      ちょっと1つ。どうも、自治体シンポでは、皆さんにいろいろお世話になりました。

○子ども家庭部長    こちらこそ。

○喜多委員      というか、先ほど部長のほうからあったように、こども基本法ができて、昨年12月にはこども大綱ができて、私どもが非常に重視している子どもの権利条約を基本理念にした子ども政策に、今、国、こども家庭庁を中心に大転換が行われているという社会背景があって、正直言って、予想を上回る参加者。小金井市というか、毎年、大体450、500ぐらいの資料集を用意して、四、五十冊は研究所にストックして、参加できなかった人に配るといようなシステムがあったんですが、もう1日であつという間になくなっちゃったんです。

やっぱりすごい今、子ども政策に対しての関心度が高くなって、非常に被害を受けた

のは地元なんですね。地元の人って、行けば入れるというふうな感覚の地元の方々がみんな入れなかった。全国がいらっしゃった方が優先で、残念ながら小金井のほうの市民の方々がちょっと結構不満がこちらに来るぐらい、想定外。非常に今、全国的に子ども施策の問題に対して、特に自治体職員の人たちがそういう研修、求めているということをごく実感しました。一応、それで小金井市の方に非常に御迷惑、大変だったと思いますがということで御報告申し上げます。ありがとうございました。

○金子会長      ありがとうございます。ぜひやっぱり本当に子どもを中心にまちづくりを考えていくというのは新しい考え方だと思いますので、プランのほうもそれに沿ってつくっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん、ほかはよろしいですかね。

では、次回の日程について、ちょっと御報告、御説明いただければと思います。

○子育て支援係長    次回の開催は、4月もしくは5月を予定しております。後日、メールにて日程調整をさせていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

なお、先ほどニーズ調査の報告書、資料13につきまして、4月中に原案のほうを固めた上で、5月に製本を予定しております。ですので、先ほど次回の開催日程、4月もしくは5月というふうにお伝えしましたが、もし4月に開催した場合には、印刷製本前の原案みたいなものを子ども・子育て会議の場でお示しできるかと思いますが、5月になった場合には申し訳ないんですが、事前に委員の皆様にもメールで情報提供のほうはさせていただきますが、子ども・子育て会議での御提供というのは省略をさせていただいて、製本のほうを進めたいというふうに考えております。

○金子会長      それでは、皆さん、ほかに何かございますでしょうか。

最後に、本年度末をもちまして、宗片委員が退任されるということですので、最後に御挨拶をいただければと思います。

○宗片委員      私、3月で子どもが学童を卒業しまして、学童保育を退所するので、4月で後任の方をお願いすることに、交代というふうになりました。2年半にわたって、子ども・子育て会議に参加させていただいて、ふだん学童関係者の保護者の方と話すことは多いんですけど、そうじゃない視点から結構いろんな方のお話を聞けて、すごく貴重な機会をここでいただいて、勉強させていただいたなと思って感謝しております。こうやって子どものことを全体的に議論できる場所って実はなかなかなくて、すごくいい場だなと思っていますので、引き続き皆様に御尽力いただければありがたいなと思います。ありがと

うございました。

○金子会長      ありがとうございました。大変鋭い御意見をたくさんいただきまして、大変ありがとうございました。また引き続き温かく見守っていただければと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

それでは、以上で次第の（８）について終了させていただきます。

本日の審議事項は以上となります。以上で、本日の会議を終了いたします。またよろしく  
お願いいたします。ありがとうございました。

— 了 —